

大田原市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の
在り方等に関する方針
(第2版)

令和8(2026)年6月

大田原市教育委員会

目次

はじめに	2
本方針策定の趣旨等	3
I 学校部活動	
1 適切な運営のための体制整備	4
2 学校部活動における安全管理の徹底	6
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	7
4 適切な休養日等の設定	8
5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	9
6 学校部活動の地域展開等	10
II 新たな地域クラブ活動	
1 新たな地域クラブ活動の在り方	11
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	12
3 学校との連携等	18
III 学校部活動の地域展開等や地域クラブ活動への展開に向けた環境整備	
1 新たなスポーツ・文化芸術環境の推進体制の整備	19
2 休日の学校部活動の地域展開等や 地域クラブ活動への展開の段階的推進	20
3 大田原市における総合的・計画的な取組	21
IV 大会等の在り方の見直し	
1 生徒の大会等の参加機会の確保	22
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	22
3 生徒の安全確保	23
4 大会等の在り方	24
終わりに	25
巻末資料	26

はじめに

- 教育委員会は、令和3（2021）年3月に策定した「大田原市立学校に係る部活動の方針」に基づき、適切な部活動の運営に向けた取組を推進してきた。
- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、本市のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- 体力や技能の向上を図る目的以外にも、異なる年代と学校部活動を通じた交流をする中で、生徒、教員、保護者等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- 少子化が進行する中、学校規模も縮小し、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなりつつあり、学校や地域によってはその存続が厳しい状況も見受けられる。また、専門性や意思にかかわらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。
- 本市生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- 令和4（2022）年12月にスポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を、令和6（2024）年3月に栃木県教育委員会が「栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を示したことから、これらを踏まえた本市の学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むため、これまでの運動部活動及び文化部活動の在り方に関する方針を統合した上で、「大田原市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定した。その後、国が令和7（2025）年12月に示した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」及び、栃木県教育委員会が令和8（2026）年3月に策定した「とちぎ部活動地域展開プラン」の方向性を反映し、本方針を改定するものである。

本方針策定の趣旨等

- 本方針は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって、望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、市の考え方を示すものである。
- 学校部活動の地域展開は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境の一体的な整備により、地域の実情に応じ、活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。その際、前述した学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。
- 本方針は、大田原市立中学校（以下「市内中学校」という。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。
- 本方針のうち「Ⅰ 学校部活動」については、大田原市立小学校（以下「市内小学校」という。）の学校部活動についても本方針を原則として適用する。
- 「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」「Ⅲ 学校部活動の地域展開等や地域クラブ活動への展開に向けた環境整備」「Ⅳ 大会等の在り方の見直し」は、市内中学校の生徒の活動を主な対象とし、市内小学校については、児童の心身の発達段階を踏まえつつ、健全育成等の観点から、学校等の実情に応じて学校部活動の改革に取り組む。
- 本方針における「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」「Ⅲ 学校部活動の地域展開等や地域クラブ活動への展開に向けた環境整備」「Ⅳ 大会等の在り方の見直し」については、様々な事情を抱える学校現場や地域において、部活動改革を進めるための選択肢を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために複数の道筋や多様な方法があることを前提としたものである。
- 本方針の策定をもって「大田原市立学校に係る部活動の方針」は、廃止する。
- 教育委員会は、本方針に基づく中学校の部活動改革の取組状況について、定期的に現状把握を行う。また、今後のスポーツ庁・文化庁及び栃木県による部活動改革の動向を踏まえ、必要に応じて本方針の見直しを行う。特に、国及び県が定めた令和8(2026)年度から令和13(2031)年度までの6年間で「改革実行期間」と位置付け、計画的な環境整備を推進する。

I 学校部活動

学校部活動は、教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 校長は、本方針にのっとり、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。その際、学校運営協議会や地域学校協働本部等を活用して幅広く意見を聴取し、理解と協力が得られるよう努める。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時、場所、休養日、大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、前記アの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 教育委員会は、アに関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員¹の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

イ 校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

¹ 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2の規定に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（平成29年4月1日施行）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

エ 教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ 教育委員会及び校長は、教員の学校部活動への関与について、法令や大田原市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則²（令和3（2021）年教育委員会規則第7号）に基づき、業務改善、勤務時間管理等を行うとともに、時間外在校等時間の上限を超える実態がある場合には、校務分掌の適正化や業務削減等の改善のための措置を講じる。

カ 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校への配置に努める。また、教員ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制の構築を図る。

キ 教育委員会は、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修³を行う。

ク 教育委員会は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、域内におけるスポーツ・文化芸術団体の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努める。また、スポーツ・文化芸術団体は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

² 「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」（平成15年政令第484号）第2号に掲げる業務（いわゆる「超勤4項目」）以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」と定義し、時間外在校等時間の上限を①1か月45時間以内、②1年間360時間以内等としている。

³ 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス庁第704号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

2 学校部活動における安全管理の徹底

ア 教育委員会及び校長は、学校部活動の運営において、生徒の安全を第一に、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者が安全に対する意識を高められるよう、日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット⁴」事例を集約し共有するなど安全対策を講じる。

イ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、計画的に無理のない活動となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、使用する施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起きた場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制を整備する。

また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、各教科等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保したりできるように指導する。

ウ 部活動中、部活動顧問又は部活動指導員は、生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則とするが、やむを得ず直接活動に立ち会えない場合には、他の教員と連携、協力するとともに、あらかじめ部活動顧問又は部活動指導員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活動内容を把握できるようにする。このためにも、部活動顧問又は部活動指導員は、日頃から生徒が活動内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解したりできるような指導を心掛ける。

エ 校長、部活動顧問及び部活動指導員は、天候の急変などに備え、あらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講じる。また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する。特に高温・多湿時においては、「熱中症予防情報サイト」(環境省のホームページ)や「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会(以下「J S P O」という。))等を参考に、活動の実施を判断する。

⁴ 「1件の重大な事故・災害の背後には、29件の軽微な事故・災害があり、その背景には300件の事故につながりかねない、いわゆる「ヒヤリ・ハット」事象がある」という労働災害に対する経験則の一つで「1:29:300の法則」ともいわれている。アメリカの損害保険会社に勤務していたハーバート・ウィリアム・ハインリッヒが、1929年に出版した論文の中で発表したことから「ハインリッヒの法則」と呼ばれている。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25（2013）年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に沿った指導を行う。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう学校保健安全法法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からトレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことを正しく理解し、各スポーツ分野の特性を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことを正しく理解し、各文化芸術分野の特性を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術に親しむ基礎を養うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会で好成績を収めるなどそれぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の活用

部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うための、中央競技団体⁵等が作成した指導手引（競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される手引き）を活用して、3（1）に基づく指導を行う。

⁵ スポーツ競技の国内統括団体

4 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究⁶も踏まえ、以下を基準とする。

- ・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日（第1・3週は日曜日）とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた取扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・ 大会等への参加直前の週末において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後の週末に代替の休養日を確保し、長期間連続して活動することがないように、生徒の身体的な疲労などに留意する。
- ・ 1日の活動時間は、長くても平日は2時間程度以内、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内で、可能な限り短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・ 朝練習は、常設部においては行わない。なお、臨時部（特設部）は、校長の判断に基づき行うことができる。
- ・ 練習試合等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康的な生活と学習時間の保障を確保した上で、生徒の負担をできるだけ軽減するために効率的な活動を行う。また、生徒の健康管理に十分配慮し、休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

⁶ 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29（2017）年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

イ 文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、運動部活動と同様とする⁷。

ウ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドライン及び県の方針を踏まえ、本方針にのっとり、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前の一定期間は、学校全体の部活動休養日を設定することや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能の向上や大会で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

具体的な例として、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく身体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等にかかわらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動が考えられる。

イ 教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、拠点校部活動や合同部活動の取組を推進する。なお、拠点校部活動や合同部活動を行うに当たっては、近隣の地区で取り組むことができるよう配慮する。

⁷ 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間当たりに換算すると、1週間当たりの授業時数は29単位時間（24時間10分）である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、1週間当たり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めている。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする。）

ウ 校長は、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

6 学校部活動の地域展開等

ア 教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方を協議する場を設けることも検討する。

イ 教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、小学校、高等学校、大学、特別支援学校等との合同練習を実施するなど学校種を越えた連携を深め、生徒同士が切磋琢磨することや多様な交流の機会を設けるよう努める。

ウ 特定非営利活動法人大田原市スポーツ協会（以下「市スポーツ協会」という。）、競技団体その他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業について、教育委員会と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。

また、各分野の文化芸術団体は、教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術の活動を推進する。

更に、教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の資質向上に関する取組に協力する。

エ 教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、可能な限り地域のスポーツ・文化芸術団体と連携して活動する日を増やす。

オ 教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容を生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

本市では、生徒数の減少から学校部活動を維持していくことが困難な状況にある。そのため、本市の実情に合わせて、部活動の継続性も十分に考慮しながら、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができるとともに、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これらを踏まえ、本方針においては、学校部活動が担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域から支えていくという視点も有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示す。本市においては、地域の実情に合わせて、関係者の共通理解の下、取組を進めていくこととする。

1 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 市は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を整備する。

イ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられる⁸。このような運営団体・実施主体の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

ウ 新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、地域スポーツ・文化芸術団体の充実を図ることで、中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること、生涯を通じた運動習慣や文化芸術の鑑賞及び創作が促進されること、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実することが期待できる。

エ 選抜を行う等の競技力向上を主目的とした一般の民間チームやスクール等との適切な区別を図るとともに、中学生の活動としての質を担保するため、栃木県教育委員会が示す方針に基づき、市における認定の仕組みを構築し、適切な運営を推進していく。

⁸ 運営団体及び実施主体は、同一の団体となる場合も考えられる。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定する。

(2) 運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体の整備充実

【地域スポーツ団体】

ア 教育委員会は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、地域スポーツ団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団⁹、市スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など）に加え、学校運営協議会、地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市が運営団体となることも想定される。

イ 教育委員会は、地域スポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範を示す『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』を運営団体・実施主体に対して広く周知・徹底する。また、運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』に準拠した運営を行うことが求められる。

【地域文化芸術団体】

教育委員会は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体に加え、学校運営協議会、地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市が運営団体となることも想定される。

② 関係者間の連携体制の構築等

ア 教育委員会は、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者から成る協議会等において、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

⁹ J S P Oにおいては、令和4（2022）年4月から、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の運用を47都道府県で開始している。また、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団が融合した取組を検討している。

③ 地域クラブ活動に関する認定制度の推進

ア 教育委員会は、「とちぎ部活動地域展開プラン」に掲載されている「地域クラブ活動に関する認定制度」を参酌し、本市が求める要件を満たす運営団体・実施主体を「認定地域クラブ活動」として認定する。

イ 本認定制度の運用により、地域クラブ活動の質の担保と、以下のような効果を想定した公的支援や環境整備を進める。

- ・公的支援の受給（財政支援や学校施設等の優先利用等）
- ・中体連主催大会や文化関係コンクール等への円滑な参加機会の確保

ウ 運営団体・実施主体が認定を受けるための主な要件は、以下の通りとする。

1. 活動の目的・理念

- ・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障し、選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れること。
- ・市が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。

2. 活動時間・休養日

- ・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は、11時間程度の範囲内とする。
- ・週2日以上休養日（休日のみ活動の場合は、原則、土日のどちらかを休養日に設定）を設けること。

3. 参加費の設定

- ・活動の維持・運営に必要な範囲で家庭の経済的負担に配慮した、可能な限り低廉な参加費であること。

4. 指導体制の整備

- ・暴力、暴言、ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止を徹底（日本版DBSの活用を含む）し、指導者研修の受講や指導者登録制度等への参画により、指導の質を保障すること。

5. 安全確保

- ・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備が確立されていること。
- ・事故等が発生した場合の対応や責任関係等が明確化していること。
- ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険へ加入していること。

6. 運営体制

- ・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理及び関係者への情報開示をすること。
- ・営利を主たる目的とせず運営し、かつ大会等に参加する場合は、運営へ積極的に協力すること。

7. 学校等との連携

- ・活動方針やスケジュール（年間、月間）、生徒の活動状況等に関する情報を共有すること。
- ・学校施設の活用や教員等の兼職兼業に当たっての必要な連絡調整をすること。

(3) 指導者

① 指導者の質の保障

【地域スポーツクラブ活動】

ア 教育委員会は、生徒にとって望ましい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める。また、地域スポーツ団体は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 市スポーツ協会は、公認スポーツ指導者資格の取得を促進し、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質を向上させるだけでなく、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶するよう取り組む。

ウ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

エ 地域スポーツ団体は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合の対応について、自ら設ける相談窓口のほか、J S P O等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。また、地域スポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

【地域文化クラブ活動】

ア 教育委員会は、生徒にとって望ましい文化芸術に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める。また、文化芸術団体は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 文化芸術団体は、指導者の質を保障するための研修等を実施する際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図り、発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。また、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。

ウ 文化芸術団体は、指導者に暴力等の問題となる行為が見られた場合の公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知並びに文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みの検討を進める。更には、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で指導者の資質を向上させる。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 3（１）に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。また、教育委員会は、適宜、指導・助言を行う。

イ 指導者は、I 3（１）に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等の協力を得るなどして、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 3（２）の指導手引を活用して、指導を行う。

③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教員、教員等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 教育委員会は、スポーツ・文化芸術団体の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者を紹介する「大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク」の適切な運用により、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。また、県が実施している「栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク」と連携を図り、適切な支援を行う。

ウ 教育委員会及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じＩＣＴを活用した遠隔指導ができる体制を整える。

④ 教員等の兼職兼業

ア 教育委員会は、国が示す手引きや県が策定した「とちぎ部活動地域展開プラン」等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の見直しを行う。

イ 教員等が兼職兼業の申請をする際は、教育公務員特例法（第17条第1項）に基づいて必要書類の提出により申請を行うこととする。なお、勤務形態¹⁰に関わらず、業務内容や勤務時間等について、校長に相談することとする。

ウ 教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の希望を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないよう十分に確認するとともに、勤務校における業務への影響の有無、教員等の心身の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認も含め、検討して許可する。

その際、教員の兼職兼業における休日の地域クラブ活動時間は1か月当たり16時間を目安とし、1か月の兼職兼業における地域クラブ活動時間と時間外在校等時間を通算した時間は、45時間以内を目安とする。また、通算した時間が80時間以内とならないことが見込まれる場合には兼職兼業の許可をしないこととする。

なお、上記はあくまで上限を示しているものであり、上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならない。

エ 地域のスポーツ・文化芸術団体は、教員等を地域クラブの指導者とする際には、異動や退職等があっても当該教員等が当該団体等において指導を継続する意向の有無や居住地等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

なお、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を参照し、教員等の服務監督を行う教育委員会と地域のスポーツ・文化芸術団体が、連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が教員等の適切な労務管理に努める。

（4）活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室やレクリエーション活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツやメディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を指導体制に応じて段階的に確保するよう努める。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に、生徒と一緒に参画できるよう努める。

¹⁰ 勤務形態とは、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」（令和3年2月17日文部科学省）で示されている委託（委嘱）、雇用、業務委託・請負、有償ボランティア、無償ボランティアを表している。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容を、生徒や保護者に対して周知する。

(5) 適切な休養日の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「Ⅰ 学校部活動」に準じ、後記アからウまでを遵守し、休養日を設定する。その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、2(2)②のとおり、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

ア 学校の学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)平日に新たな地域クラブ活動の時間が十分に取れない場合は、土日ともに活動することについて、柔軟に運用することも可能とするが、週当たりの総時間数が学校部活動で目安としている総時間数と同等な範囲での活動にするなど、生徒に過度な負担がかからないよう配慮する。

イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度以内、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は原則として3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内で、可能な限り短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間、学校全体、近隣の市町と共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

(6) 活動場所

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の各小・中学校の施設だけではなく、高等学校や廃校等、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設なども活用し、活動場所の確保を図る。

イ 市は、学校施設や公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設などの管理運営について、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営の支援についても検討する。

ウ 教育委員会は、営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている場合、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう改正を検討する。

エ 市は、地域クラブ活動を実施する団体等に対して、学校施設や社会教育施設、文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを検討する。

オ 教育委員会及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による２（２）②の協議会等を通じて、前記イからエまでを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

カ 前記アからオまでについて、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和２（２０２０）年３月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和３（２０２１）年１月文化庁策定）も参考に取り組む。

（７）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費の設定に努める。

イ 市は、地域クラブ活動に係る施設使用料を減免の対象とすることや、送迎に関する支援や経済的に困窮する世帯の生徒に対し、地域クラブ活動への参加費用の支援等について検討する。

ウ 市は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、生徒の参加費用の負担軽減に資する取組等を検討する。その際、企業等からの寄附等を活用した基金の創設や企業版ふるさと納税の活用も考えられる。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

（８）保険の加入

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険（災害共済給付と同等の補償内容の保険（スポーツ安全保険等））に加入する。

イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動にかかわる各分野の関係団体等は、分野・競技特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動にかかわる各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、スポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、2（2）②で述べた協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教員の知見も活用する。

ウ 教育委員会は、地域クラブ活動が2に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導・助言を行う。

エ 教育委員会及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も、生徒や保護者に周知するなど、生徒の興味・関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅲ 学校部活動の地域展開等や地域クラブ活動への展開に向けた環境整備

学校部活動の地域展開等や地域クラブ活動への展開といった、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要がある。

ここでは、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化に資するよう、その進め方や検討体制、スケジュール等について示す。

なお、本市においては、その地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくこととする。

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の推進体制の整備

(1) 休日の活動の在り方等

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の推進体制の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等への説明を丁寧に行う。今後、令和11(2029)年度末までに、地域の実情等に応じて休日の部活動を全て地域クラブ活動へ地域展開することを目指す。

イ 平日における環境整備については、令和13(2031)年度末までに、平日の部活動の地域展開等に関する具体的な取組方針を定め、地域の実情や課題（移動手段の確保、指導者確保、費用負担の在り方等）に応じた平日の地域展開等を実施できるところから取り組むこととし、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。

ウ 地域の実情によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情にふさわしいかについては、各地域における関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定する。

(2) 検討体制の整備

ア 教育委員会は、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開するなど情報発信を行う。

イ 教育委員会は、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、健康増進、社会福祉、地域振興の担当部署並びに地域スポーツ、文化コミッション等との連携も考えられる。また、スポーツ推進委員が市と地域のスポーツ団体等との連絡調整を担うことも期待される。

ウ 市スポーツ協会、文化協会等の団体は、地域のスポーツ・文化芸術団体の取組の助言・支援を行う。

エ 市の競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に携わる各分野の関係団体は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

オ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、市の関係部署や地域のスポーツ・文化芸術団体と協力する。

(3) 段階的な体制の整備

学校部活動の地域展開等や地域クラブ活動への展開に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の適正化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、以下のような体制の整備を段階的に進めることを検討する。

ア 市が運営団体となり、又は市が中心となって社団法人やNPO法人等の運営団体を設立し、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に指導者を派遣する体制

イ 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、市スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、生徒が参加できる体制

※ なお、直ちに前記ア及びイのような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域展開等として、必要に応じた拠点校方式による合同部活動の導入を検討する。その際、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境の確保に努める。

2 休日の学校部活動の地域展開等や地域クラブ活動への展開の段階的推進

ア 休日における学校部活動の地域展開等や地域クラブ活動への展開について、国は令和8(2026)年度から令和13(2031)年度までの6年間を改革実行期間と位置付けている。栃木県教育委員会が策定した「とちぎ部活動地域展開プラン」(令和8(2026)年3月)を参考に、本市においては、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、本方針を改定策定し、休日の学校部活動の段階的な地域展開等を進める。

イ 教育委員会は、改革推進期間までの、学校部活動の地域展開等や地域クラブ活動への展開に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

3 大田原市における総合的・計画的な取組

ア 教育委員会は、本方針に基づき、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

イ 教育委員会は、休日の部活動の段階的な地域展開に関する実践や、実証事業等の成果の普及を図るとともに、学校における取組の進捗状況を把握し、学校や地域のスポーツ・文化芸術団体に対して必要な指導・助言及び支援を行う。

IV 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズに応じて、持続可能な運営がされることが必要である。ここでは、地域クラブ活動の実施と連動した望ましい大会等の在り方について示す。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 公益財団法人日本中学校体育連盟においては、令和5（2023）年度から地域クラブ活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定し、その参加資格の拡大を着実に実施するとしている。栃木県中学校体育連盟（以下「県中体連」という。）においても、同年度の「栃木県中学校総合体育大会」から、地域クラブ活動に参加する生徒が大会に参加できるようにしており、引き続き、参加資格について検討していくこととしている。あわせて、那須地区中学校体育連盟（以下「地区中体連」という。）等が主催する大会においても同様の見直しが図られるよう、県中体連は地区中体連に対し、それぞれ必要な協力や支援を行うこととしている。

市は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じて、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、県大会、地区大会等において見直しを行うよう、中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者に要請する。

また、文化関係団体においてもコンクール等の在り方について検討が始まっているところである。市は、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、見直しを要請する。

イ 市は、移行期に学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いも含めた参加登録の在り方の決定に向けて、大会等の主催者に要請する。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

（1）大会等への参加の引率

【学校部活動】

市は、学校部活動における大会等の引率を部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者等の協力を得ることなど、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教員が引率しない体制を整える旨を大会等の規定として明記し、運用するよう大会等の主催者に要請する。

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、市は、大会等の主催者にその旨を大会等の規定として明記し、運用するよう要請する。

(2) 大会運営への従事

ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が不足する場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託するなど、適切な体制を整える。

イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ 教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教員等の服務上の取扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規程等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

エ 教育委員会及び校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教員等を含め、教員等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

オ 大会等の主催者は、必要に応じ、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する取組を行う団体等との連携を図る。

3 生徒の安全確保

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には、開催時期を変更するなど、十分な安全対策を行う。

イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性を踏まえ、中学校の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す。

ウ 大会等の主催者は、天候不順により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、代替案を事前に準備し、生徒の体調管理を最優先に対応する。

4 大会等の在り方

ア 大会等の主催者は、本方針の趣旨を踏まえて、発育・発達期にある生徒にとってふさわしい大会等の在り方や、適切な運営体制等について改めて検討する。

イ 大会等の主催者は、大会の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。

ウ 教育委員会は、地区中体連と連携を図り、Ⅱ 2（2）②の協議会等の場を活用して中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合を主催者に要請するとともに、中学校の生徒が参加する大会数の上限の目安について検討する。

エ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

オ 大会等の主催者は、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会の開催を検討する。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。

カ スポーツ団体及び文化芸術団体は、大会等の開催と併せて生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化芸術に親しみたい生徒や複数の運動種目を経験したい生徒のニーズに対応した機会を設けるよう努める。

終わりに

- 学校部活動は、長年にわたり多くの生徒や保護者、教育関係者が深くかかわってきたものであり、その在り方は国民的な関心事項となっている。
- 学校部活動を巡ってはこれまでも様々な課題が指摘されてきた中、現在、多くの地域において、少子化の進行により持続可能ではないという危機感が共有されつつある。
- 本市としては、将来にわたり子どもたちにスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる一層豊かな機会を確保していく強い覚悟を持って、子どもの視点に立ち、学校部活動の地域展開等や地域クラブ活動への展開の方向性と対応策を示したところである。
- 人の生涯の中でも中学生の年代は、心身を磨き伸ばす意義の大きい大切な時期であり、スポーツ活動と文化芸術活動は、これらに対し共に貢献できるものであることから、本方針では両者を分け隔てることなく一体として取り扱ったところである。
- 学校、スポーツ・文化芸術団体等においては、本方針を踏まえつつ、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者等の理解を得つつ、段階的な取組を進めることが望まれる。
- 本市においては、本方針について、着実な実施を図るとともに国や県の改革実行期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うこととする。

巻末資料

1 参考文献・参考資料

(1) 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革

〔文部科学省：令和2(2020)年9月〕

[https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/
list/detail/1406073_00003.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406073_00003.htm)



(2) 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言

〔スポーツ庁：令和4(2022)年6月〕

[https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/
toushin/1420653_00005.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/toushin/1420653_00005.htm)



(3) 文化庁活動の地域移行に関する検討会議提言

〔文化庁：令和4(2022)年8月〕

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/
chiiki_ikou/93755101.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/chiiki_ikou/93755101.html)



(4) 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する

総合的なガイドライン〔文部科学省：令和7年12月〕

[https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-0000461
80_00234.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-000046180_00234.pdf)



(5) 公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の

兼職兼業について（手引き）〔文部科学省：令和5(2023)年1月〕

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html



(6) 時間外労働の上限規制〔厚生労働省働き方改革特設サイト〕

<https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/overtime.htm>



(7) 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン

〔文部科学省：平成31(2019)年1月〕

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/1412983.htm



(8) 学校における働き方改革推進プラン（第2期）

〔栃木県教育委員会：令和4(2022)年3月〕

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/documents/gakkouniokeruhatarakikatakaikakudai2kipurann.pdf>



(9) 教員の部活動に関する意向調査結果について

〔栃木県教育委員会：令和4(2022)年10月〕

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m12/bukatsu/documents/kyouinikoutyousa.pdf>



(10) 「とちぎ部活動地域展開プラン」

〔栃木県教育委員会：令和8(2026)年3月〕

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m12/bukatsu/documents/20260331145324.pdf>



(11) 栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針

〔栃木県教育委員会：令和6年(2024)年3月〕

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m12/bukatsu/documents/20240313171928.pdf>



(12) スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉

〔スポーツ庁：令和元(2019)年8月〕

〔スポーツ庁：令和5(2023)年11月改定〕

https://www.mext.go.jp/sports/content/20231201-spt_kyosport-300001060_1.pdf



2 関連ページ

(1) 部活動改革ポータルサイト（スポーツ庁）

[https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/
1372413_00003.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm)



(2) 文化庁HP（文化庁活動改革）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html>



(3) 運動部活動用指導手引

[https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/
1408193.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm)



(4) 栃木県HP（部活動に関するページ）

[https://www.pref.tochigi.lg.jp/kyouiku/gakkoukyouiku/bukatudou/
index.html](https://www.pref.tochigi.lg.jp/kyouiku/gakkoukyouiku/bukatudou/index.html)

